

医療費統計等の比較

参考資料2

	国民医療費	医療費の動向	SHA	社会保障給付費
作成主体	大臣官房統計情報部保健統計室	保険局調査課	(財)医療経済研究機構	国立社会保障・人口問題研究所
目的・概要	<p>「国民医療費」は、当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したものである。</p> <p>保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用は、実際に医療保険等によって支払われたもの(患者の一部負担分を含む。)、公費負担によって支払われたもの(患者の一部負担分を含む。)、全額自費によって支払われたものによって構成される。保険診療の対象とならない評価療養(先進医療(高度医療を含む)等)、選定療養(入院時室料差額分、歯科差額分等)及び不妊治療における生殖補助医療などに要した費用は含んでいない。</p> <p>また、傷病の治療費に限っているため、(1)正常な妊娠・分娩に要する費用、(2)健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用、(3)固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用も含まない。</p>	<p>審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会(全国分の取りまとめは国民健康保険中央会が行っている。))から診療報酬に関する審査支払業務において集まる医療費情報の提供を受け、これらを集約することで、医療費の動向を迅速に把握し、医療保険行政のための基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>国家における保健医療支出は、傷病の治療に要する医療費のみならず、健康増進・疾病予防、健康管理、あるいは医療保障の運営費、設備整備なども含めて捉える必要がある。こうした保健医療に関する支出は「国民保健計算(National Health Accounts:NHA)と呼ばれ、政策を評価するための一つの指標となる。</p> <p>NHAは、支出項目ごとに機能面・財源面などについて明確に分類された上で、複数の項目からなるマトリックスとして提供されるべきものである。また、国際的に共通の分類を用いることで、国家間の比較を通じて、保健医療支出の実態を知ることが可能である。</p> <p>OECDはNHAの国際基準として、A System of Health Accounts(SHA)を2000年に発表し、加盟各国への参加を呼びかけており、2001年のOECD Health Dataより、この新基準に沿った推計を行うことが求められている。</p> <p>日本においては、(財)医療経済研究機構がSHAに準拠した日本の総保健医療支出の推計方法を開発し推計を行っている。</p>	<p>社会保障給付費は、ILO(国際労働機関)基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。</p> <p>社会保障給付費の範囲は、ILOが国際比較上定めた社会保障の基準で決まる。3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義し、その範囲で給付費を積算により算出する。</p> <p>①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。 (1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業 (8)住宅 (9)生活保護その他</p> <p>②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。</p> <p>③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。</p> <p>上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度(雇用保険や労働者災害補償保険を含む)、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。ILO基準に従えば、地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。</p> <p>なお、給付の他に、管理費とその他の区分があり、それらの合計の財源を項目別(公費、社会保険料、資産収入、その他収入)に集計している。</p>
統計法上の種類	—(加工統計)	一般統計	—	—(加工統計)
報告周期	年度	年次 月次	年度	年度

	国民医療費	医療費の動向	SHA	社会保障給付費
最新報告	2008年度(平成20年度)	年次:2009年度(平成21年度) 月次:2010年10月(平成22年10月)	2007年度(平成19年度)	2008年度(平成20年度)
報告時期 (実績)	2010年11月	年次:2010年8月 月次:2011年3月	2010年3月 (OECDに報告)	2010年11月
主な結果	制度区分別国民医療費 財源別国民医療費 診療種別国民医療費 性、年齢階級別国民医療費 傷病分類別一般診療医療費	制度別の概算医療費 診療種別別の概算医療費 医療機関種別別の概算医療費 都道府県別の概算医療費	HC×HF(機能別分類×財源別分類) HC×HP(機能別分類×供給主体別分類) HP×HF(供給主体別分類×財源別分類) HF×FS RC×HP	部門別社会保障給付費 機能別社会保障給付費 項目別社会保障財源 高齢者関係給付費 児童・家族関係給付費
国際基準等	—	—	OECD基準	ILO基準 (付録国際比較の日本データについては OECD基準で推計)
主な データソース	「協会・管掌健康保険・船員保険・厚生年金 保険・国民年金・組管掌健康保険・国民 健康保険・後期高齢者医療事業年報」 「健康保険組合事業年報」 「国家公務員共済組合事業統計年報」 「地方公務員共済組合等事業年報」 「私学共済制度事業統計」 「国民健康保険事業年報」等	審査支払機関(社会保険診療報酬支払基 金及び国民健康保険団体連合会)におい て処理された診療報酬明細書	「国民医療費」 「人口動態統計」 「社会医療診療行為別調査」 「介護給付費実態調査」 「介護保険事業状況報告年報」 「社会保障統計年報」 「事業所・企業統計調査報告」 「国民経済計算年報」等	独自調査票(各制度等の所管省庁および部 局への直接データ依頼)
その他 (課題等)				